

第1号様式（第3関係）

第3回豊山町高齢者保健福祉審議会議事録

1 開催日時 平成21年2月12日（木）午後1時30分～3時30分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室2

3 出席者

（1）委員

戸田望、小澤昌文、岡島誠次、太田明雄、寺町信秀、安藤たづ子、安藤美千代、（欠席：安藤民代）

（2）事務局

福祉課長：坪井利春、高齢者・介護係長：小川淳之、地域包括支援係長：尾関礼子、高齢者・介護係主事：鈴木俊弘

4 議題

介護保険料率の改定について（諮問）

5 会議資料

資料No.1 介護保険事業費の見込み（P1～7）

6 議事内容

福祉課長：どうも、皆様ご苦労様でございます。それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回高齢者福祉審議会を開催させていただきます。よろしくお願い申し上げます。本日は、安藤民代委員様から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をいただきます。

会長：本日は各委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、第3回豊山町保健福祉審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の審議案件は昨年12月に審議会でもお願いをしました介護保険料率の改定についてになります。この介護保険料率の改定につきましては、3年ごとに見直しが行われることになっております。今回は第4期目、平成21年度から平成23年度までの保険料率の改定についてです。

本日の審議は町長から諮問を受けました保険料率が適正であるか審議をお願いすることになります。審議会としては、その諮問が適正であるかどうか

か答申をするのが本日の会議の主旨でございます。

どうか皆様の忌憚のないご意見をお願いしまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福祉課長：ありがとうございました。前回の審議会でお話をさせていただいておりますが、議事録を町のHPに掲載することになっております。

今回も委員の皆様の確認が必要になります。後ほど、会長から、議事録署名委員の指名をさせていただきます。指名をされました委員2名、会長の3名の方にご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料としましては、次第に続きまして、資料としてNo1が1頁から7頁まであります。よろしいでしょうか。

それではこれより議題の審議に入ります。会議の進行につきましては会長の取り回しによって、いたします。

会長：それでは、ただいまから議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど司会者の方からお話がありましたように、今回も会議録の署名委員の指名ということでございますが、前回、ご指名をさせていただきました小澤、岡島の両委員に、会議録の署名委員をご指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしくお引き受けいただきたいと思っております。

後日、事務局から本日の会議録につきまして、署名をいただきにあがりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、議題の1、諮問書に係る問題ですが、介護保険料率の改定について、事務局からご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

高齢者・介護係長：それでは、議題の(1)ということで、本日、お手元に町長から本審議会に諮問書が出ています。これはその写しになっております。一度これを読み上げますので、よろしくお願いいたします。

諮問書の1番、平成21年度から平成23年度までの保険料率ということで、一覧表になっております。これにつきましては、また後ほど、内容について説明させていただきます。

次に諮問書の2番としては、改定時期は平成21年4月1日になります。

先回、12月25日に第2回審議会を行いまして、その後、おおむね町の方針も固まり、3月の議会に成案として出す案が決まってまいりました。今回は、その成案について説明させていただきます。

事前にお配りしました資料No.1に基づき説明をさせていただきます。これも先回の審議会において、少し説明をした内容です。ただ先ほど申し上げましたように、いろいろな町の方針や国の考え方も定まってまいりましたので、最終的な保険料の案ということでご説明します。

それでは、資料の3頁をご覧くださいまして、まず介護保険料をどのように決めるかという問題ですが、これは非常に計算が複雑なところがございいますので、まず初めに、この3頁に表がございいますが、介護給付費の財源構成という、この表を使って、少し簡単に保険料がどのように決まってくるかご説明します。

まず介護保険料については、65歳以上の第1号被保険者の方が負担していただく保険料を決める。いくらになるかということです。

この財源構成という表でございいますけれど、介護保険につきましても、総事業費がございまして、その内の9割を標準総給付額ということで、介護保険でまかさないです。残りの1割につきましても、利用者が負担していただく利用者負担額になります。

それで、その9割の部分ですが、負担割合につきましても、ここにありますように、保険料で50%を負担します。残りの50%については、公費で負担します。保険料の50%の中の第1号被保険者保険料は20%とありますが、ここの額がいくらになるか町が決めることになります。

ですので、21年度から23年度までの間に、ここの20%をどれだけ負担するかということ、それから65歳以上の人口が3年間でどれくらい見込まれるか、その人口で負担額を割ると介護保険料の年額が決まってきます。そういう計算をして決めることになります。

これが介護保険料の決め方の基本的な部分になります。資料の初めに戻っていただきまして、1頁から説明させていただきます。

1頁の表につきましても、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費の21年度23年度までの推計を一覧にしたものです。ここの左の区分にございいます居宅サービス、それから、その下、地域密着型の下ですが、住宅改修、それから居宅介護支援、それから介護保険施設サービスにつきましても、前回の審議会でお示ししました18、19年度の給付実績があります。

それと20年度の給付見込みの対前年度増加率の平均であります5.5%を平成21年から平成23年度の増加率として換算し、推計を行っております。

それから中段にあります地域密着型サービスにつきましても、平成18年4月から始まったサービスです。原則、町がサービスの事業所を指定しまして、このサービスについては町民の方しか受けることができません。第3期計画中には事業所が採算性を考慮して、参入に慎重だったことから、

サービスの提供はありませんでした。

地域密着型サービスの中で、 に夜間対応型訪問介護というサービスがあります。これは夜間に定期的な巡回訪問を行うサービスです。

それから下の 、認知症対応型通所介護。これは認知症の方のデイサービスです。この2つのサービスは参入業者がないと想定しており、見込み量を0としております。

それから の小規模多機能型居宅介護。これは通所を中心としながら、訪問介護やショートステイ等が受けられるサービスです。これも第3期計画期間中に事業所として、参入したいという打診はあったのですが、実際にはサービスの提供には至りませんでした。ただ、そうした経緯がありますので、見込み量を計上しております。

それから の認知症対応型共同生活介護。これは認知症の方のグループホームです。現在、1ユニット9人が定員のグループホームを昨年の審議会の中でもご説明しましたが、現在、流川に建設中の事業所がありまして、この事業所を指定する予定で進んでおります。21年の4月からサービスを提供することになっておりますので、その給付費を見込んでおります。

それから の地域密着型特定施設入居者生活介護、 の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、認知症の方の入所施設であります。この2つについても見込み量は0としております。

これらの居宅サービスの見込みということで、21年度の見込みは517,462,034円。22年度は544,952,194円。23年度は573,978,190円。3年間で1,636,392,418円を見込んでおります。

次に2頁に移っていただきまして、1番上の表ですが、これは介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス給付費の平成21年から平成23年度までの推計を一覧にしたものです。

介護予防サービスとは、要介護者の方より介護にかかる手間が少ない要支援の方に対する介護サービスのことで、この推計値につきましては、介護サービスと同様に推計をしております。また、この表の中で見込み量が0となっているところは、18年度、19年度、20年度に給付実績がないために見込み量を0としております。

この表の一番下の欄ですが、予防給付費の計ということで、21年度の見込み額は8,820,771円。22年度は9,323,549円。23年度は9,854,990円。3年間で、27,999,310円を見込んでおります。

次に下の(3)の標準給付費の推計です。この表の一番上、区分の一番上、総給付費というものがございます。これは1頁の表の介護給付費の計と2頁の(2)の介護予防給付費を合計したものでございます。21年度

につきましては、526,282,805円。22年度は554,275,743円。23年度は583,833,180円。3年間で1,664,391,728円となります。

その次の特定入所者介護サービス費等給付費。これは施設入所者や、ショートステイを利用される方、低所得者の方の居住費や食費の一部を負担する費用です。

その下の高額介護サービス等の給付費。これは介護サービスを利用される方で、低所得者の方の負担額が一定の限度額を超えた場合、超えた額を割り戻すものであります。

それから、その下に算定対象審査支払手数料とあります。これは各介護サービス事業所から介護報酬が愛知県の国民健康保険団体連合会へ請求されますので、その審査にかかる手数料です。

それから、最後に標準給付費とあります。総給付費と算定対象審査支払手数料等を合計したもので、平成21年度は553,655,291円。平成22年度は583,187,889円。平成23年度は614,372,346円。3年間で1,751,215,526円となります。

次に(4)の地域支援事業費であります。これは要支援、要介護状態になる前の方に対して、介護予防を実施していくものです。介護予防事業と包括的支援事業・任意事業に分類されます。

介護予防事業とは、要支援、要介護になるおそれの高い人を対象に運動機能向上、栄養改善等を実施するものです。

包括的任意事業とは介護予防事業のマネジメント、総合相談、支援事業等をいいます。

地域支援事業につきましては、厚生労働省令にその基準額が決まっておりますので、その基準をもとに見込みました。

平成21年度から23年度までに必要な費用額は3年間の標準給付費1,751,215,526円と地域支援事業費の35,441,464円の合計で1,786,656,990円。これが最初に申しあげました3年間に必要な9割の部分、介護給付費になっております。

それでは次に3頁にいていただきまして、これは先ほど申しあげました保険給付の財源ということで、このような財源構成になっております。

それから続きまして、4頁の方にいていただきまして、第1号被保険者の保険料、保険料収納必要総額ということで、保険料必要総額は次の方法で概算します。このページの中ほどに、四角の囲みの中にあります計算式、このような計算方法で必要額を出します。

この表について少し説明します。平成21年度から平成23年までのサービス給付費に必要な費用、これが先ほど申しあげました、ずっと細かく説明してきました給付費です。それから地域支援事業費の合計で1,78

6,656,990円が総事業費ということです。

これに対して65歳以上の第1号被保険者が2割を負担しますので、これに20%を乗算します。

それに調整交付金相当額、標準給付費の5%相当ということで、調整交付金というものがございまして、それについては3頁に戻っていただきまして、3頁の表の下に、国からの調整交付金というものが5%ございまして、*2の説明で調整交付金とは後期高齢人口、75歳以上の人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために国から交付されるものとなっています。

結局、高齢者が多いほど要介護認定は多くなりますし、所得の水準が低いほど、保険料があまり賦課できなくなります。その分、自治体によって格差が出てくるので、国がその分、5%を調整交付金として交付して調整するということです。

ただ豊山町の場合は、全国の自治体と比較しまして、まだ高齢化率が低く、所得水準が高いため、調整交付金は交付されておりません。従って、調整交付金相当額を保険料の計算の中に入れております。これは4頁の図の調整交付金相当額の標準給付費の5%相当分ということで、これは国の交付金が交付されませんので、その分を第1号被保険者の保険料で賄うということなのです。

その下、次に財政安定化基金拠出金ということで、これは保険者の給付費が不足する場合に備えて、県が設置する基金です。給付費が足りない場合、基金から借入金を借りることになります。これは基金の財源として拠出するお金です。今までは毎年、拠出金を出しておりましたが、県の方で、現在、基金の貸付の状況や積立額が十分であるということで4期については、拠出金は必要ないということになりました。

次に財政安定化基金償還金ということで、仮に拠出金から借入金を借りた場合、その償還、返済をしていくための費用です。豊山町は今まで安定化基金から借り入れがございませんので、償還金は0です。

それから支払準備基金取り崩し額ということで15,000,000円をあげてあります。これは介護保険の財政運営をする中で、余剰金が発生します。3期計画が始まる前、平成17年末の時点で余剰金が約8,000,000円弱ございまして、3期の18年、19年、20年に発生した余剰金を合計すると、約23,840,000円の基金の残高になっております。国では、必要な額を除き、次の介護保険計画の歳入として繰り入れる方針になっておりますので、3期が始まる前にありました8,000,000円程度を残して、15,000,000円を次期介護保険財政のために取り崩し額とします。

よって、保険料収納必要額が429,892,174円になります。

それから、次は5頁でありますけども、の保険料賦課額ということで、実際の収納率がございますので、18年、19年の見込み、推計から保険料収納率を97.30%とします。これを割り戻すと保険料の賦課総額として441,413,055円が必要となってきます。

それから、次に所得段階でありますけども、第1号被保険者の介護保険料は所得段階に応じて決まっています。本町では所得段階は6段階を基本として設定します。第3期計画期間内における激変緩和措置を踏まえて、第4期計画期間においては保険料負担段階第4段階で公的年金等収入金額及び合計所得金額が800,000円以下の方は保険料を減額します。従って、実際の所得段階は基準額の段階を第5段階とする7段階の設定になります。

下の表はそれぞれの所得段階に対応する所得等の条件、それからそれぞれの5段階、基準額に対する割合が記載してあります。

それから次に6頁の方にお願いいたしまして、まず ということで、自然体の保険料基準額で、豊山町の21年度から23年度における第1号被保険者、65歳以上の方は8,394人と推計します。

ただ、先ほど申し上げましたが、所得段階別に基準額に対する割合が決めてあります。基準額は1になります。所得段階1であれば、0.5。2段階も同じ0.5。3段階であれば0.75という割合がありますので、その割合に応じて65歳以上の人口を補正した数値が9,312人となります。

先ほど保険料賦課総額441,413,055円から3年間の人数9,312人を割って、それを12ヶ月で割ると3,950円になります。これが自然増の基準額となります。

次にの改定後の保険料基準額ということで、これは介護職員の待遇が悪くて離職する方が多いという問題に対して、国が緊急特別対策として、介護従事者の処遇改善のために、介護報酬3%アップするという決定されました。介護報酬が3%上がりますと当然、介護保険料に跳ね返ってまいります。従って、この上昇分を抑えるために国が介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付することになりました。

この内容ですけども、改訂分の増分を21年度は国が全額負担する。22年度については2分の1を負担する。これが国の考え方です。

町としましては、毎年、介護保険料を上げるのではなく、3年間均一にするという考え方をしております。従いまして、3年間に均一になるような形で国庫負担金を繰り入れるということになっております。この特例交付金を受けることで、51円分負担上昇を抑えることができます。

それから次は7頁です。こちらの表が先ほど説明しました諮問にもありました表になっております。1段階から7段階。4段階においては軽減措置ということで、基準額の0.88。これは3段階の0.75と5段階の1.

00の中間をとっております。基準額の年額は46,787円。月額にしますと3,899円。現在の基準額から205円のアップになっております。町の基金を15,000,000円取り崩し、そちらの方も繰り入れることで、138円の上昇を抑えております。

以上で、事業費の推計と介護保険料率の変更について説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございました。今、事務局からご説明をいただきましたことについて、まず、介護保険料の保険額を設定するにあたっては、介護保険事業費を見込んで、その見込み額に対してどのような形で介護保険料を設定していくか、というようなお話であったかと思えます。

皆様方から、ご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

では、私の方から1つご質問させていただきます。前回、12月のときに説明していただいたときの資料ですが、例えば、介護保険事業費の表と今回の資料の介護保険総事業費の金額が若干違っているような気がしますが、やはり、見込み額に修正が加えられたということなのでしょうか。

高齢者・介護係長：今、ありましたご質問ですが、前回の、第2回の審議会においては、先ほど申しあげました国の3%の介護報酬の部分がまだ見込んでございませんでした。従って、今回はその分を見込んだ額になっております。国から配布された報酬改定分を加算するための推計シートをもとに、今回の数字を計算しなおしました。その3%部分が加算されて、数字が変化しております。前回はその部分がなかったということで、ご理解をいただきたいと思えます。

会長：そうしますと、国の方の3%の介護報酬の引き上げに伴って、見直しが必要であったということなのですが、この介護従事者の処遇改善に伴う緊急特別対策、すなわち臨時特例交付金でございますけれども、これはやはり定額ということでしょうか。

例えば、6頁にございます国の考え方といたしまして、或いは町の考え方としまして、この3年間における一つの事例が出ておりまして、補助額でございますが、5,572,991円ほどの補助がある。それで町では、その金額に対して3年間を平均化して手当するということになっております。それで、この金額というのは、やはり、ある基礎的な金額があるのかということなのですが、その辺りは、基金の設定額ですね、その辺りはいかがなんでしょうか。

この事例からしますと、例えば国の方では平成21年度は3,656,967円、そして22年度では1,916,024円ですね。それで町の考え方

はこれを平均化して繰り入れるということになっていますが、この基金を交付される社福法人に対して3%アップの特例交付金。その額というのは、この3年間というのは決定されておるかということなのですが。それはまだ分かりませんか。

高齢者・介護係長：国の方針につきましては、介護報酬の改定で保険料が上昇する分がありますので、21年度の介護保険料がそれぞれ自治体で違ってくることになります。その改定分、3%上昇した分の全てを、国の方で21年度は全額負担するという事です。それから22年度につきましては、上昇した分の半分を負担します。3年目は0、出さないという形になります。

こういう形になりますと毎年、保険料の額が上がってまいりますので、町としては、3年間は介護保険料が上がらないような設定にして、毎年平均的に基金を繰り入れるということになります。

会長：他に、皆様方はいかがでございましょうか。

福祉課長：先ほどの説明の中でも申し上げましたが、保険料の見直しをするということでございますので、基本的には月当たりでいくと、基準額で205円上がります。これは月当たりですので、年間にしますと2,460円上がります。

それぞれ所得に応じて段階があり、前後がございしますが、基準の第5段階では、年間で2,460円が増ということになります。

現在の保険料を如何に抑えるか、ということ町で検討しまして、基金で積み立てから15,000,000円を今回の算定の中に繰り入れまして、少しでも保険料を抑えるような措置を行った結果がこれだけの上昇ということになってまいります。そういう形にさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員：他の自治体がどうのこうのではありませんけども、12月の審議会でも、今回の諮問の件でも、豊山町の現状はこうだと、豊山町の数字が出てきているわけなのですが、他の自治体に比べてどうこうではありませんが、事務局として、その辺は把握していると思うのですが。経済上の問題、高齢者の人数の問題、いろいろ違ってきますけども、例えば、数値を算定する基準になるものはだいたいどの自治体も似たり寄ったりのことで、そういう点から見ると、豊山町というのは、いいですよと言えるのか、いや、ちょっとえらいんですわと言えるのか、どちらなのでしょう。

会長：いかがでしょうか、事務局

委員：決して比較してどうのこうのと言うわけではないけれど、素人からしますと、数値を出される上で、その基準になっていくものは事務局がちゃんと掴んでいて、それでこういう数値が出てくると思うんですね。その辺りは、西春についてはどうです、他の市町村はどうです、そうやって市町村を見ていったときに、豊山町は如何なものなののでしょうか。

福祉課長：事務局としては、周辺の市町村の数字は確認をしております。主なところを申し上げますが、基本的に規模が違います。それから特に思っておりますのは、基金ですね、積立っている金額が極めて多いところがあります。豊山町のような、小さな人口ところだと、どうしても少ないということがあると思います。金額的に基金が沢山積み立ててあるところは、それは極力、保険料の方に反映するように崩すという考え方がありますので、今回、大きく基金を繰り入れている市町村があります。それはまた前回が高すぎたんじゃないかという、逆にそういうようなことがあるんじゃないかと思います。そうした操作がいろいろあるので、一概に比較は難しいかなと思います。

金額で言うと、先ほど保険料で豊山町は月当たり3,899円だと申しましたが、この辺の市町では、春日井が4,106円。小牧は3,587円。それから清須は4,033円ですね。北名古屋は3,665円。北名古屋は3期の保険料が3,824円ということで、基金を繰り入れることで、減になっておるところもあります。この辺の近くでは、これぐらいで止めさせてもらいますけども、大半のところでは、半々、増えるところと減るところの自治体の数で言えば、大体は半々ぐらいになっております。

先ほど申しましたが、3期の保険料の設定がどうなっていたかということも、そういう部分で基金の違いが生じており、今期の保険料の違いが出てくるなと思っております。

委員：比較検討が難しいと思うんですけどね。なんか豊山町というところは、税金も高いし、保険料も高いしということでなければ、だいたい、課長がいま説明してくれた3,500円から4,000円の、その辺の範囲でもって、言ってみれば、ごく平均的なところで走っていますということによろしいですね。他の自治体と豊山町では単純に比較できないということは確かですけども、特に豊山町が高いとか、特に豊山町が安いということでなければ、それは町民からもご理解いただけるんじゃないかなと思います。

会長：町の人口の高齢者の割合とか、予算の組み方、実際にサービスにかかるかどうか、かかれば、それなりに費用がかかり、おのずと保険料が上がるわけで、なかなかこの辺りは推測が難しいんじゃないかと。

委員：あちこち、動いて歩いておりますので、あそこは税金が高い・・・

福祉課長：言われますように、皆さんの話題になるのは、諸々の条件があることはさておいて、豊山町はいくらか、他所はいくらという話が優先されるかなと思いますが、先ほど若干抜粋した中で申しましたように、瀬戸市辺りは4,188円とか、上でもそれぐらいで、1番下の方が3,400円代ですね。そういうわけで、豊山町は中間的というわけではあるんですよ。金額的には。

委員：平均的なレベルには入っている。

福祉課長：そうです。突出して、何とかというわけではない。

委員：これだけ年に何回か、こういうことに関して勉強をさせていただいて、説明をきちんと受けて、特に本当の担当のプロから、そういうお話を受けているなら別ですが、一般的には、単純に、さっき課長がおっしゃった、数値。それだけなんですよね。最終的には。そういった意味では、こういうレベルの中に入っていれば、やはりあんな文句は言えんぞと言えるわけなんですよね。ありがとうございました。

会長：その他、いかがでしょうか。

委員：この総事業費の見込みのところですね。居宅サービス費が年々上がっていく、上げていく基準というのは、どこにある基準、どんな基準で計算がされているのか。

高齢者・介護係長：居宅サービスの見込み、増加率ですね。増加率はどういう見方をするか難しいところがあるんですが、今回の4期の計画につきましては、18年度と19年度と20年度ですね、3期計画内に、18年度、19年度はもう実績が出ておりますので、これの増加率。それから19年度から20年度、20年度はまだ見込みありますが、この見込みの増加率。これらの平均をとっております。3期の計画期間内の給付費の増加率の平均が1.055。つまり5.5%増加しておりますので、この増加率をもって、21年度から23年度の給付費の見込みにかけて、積算します。

委員：近々の数字、介護保険制度が始まってからずっとの数字ではないということですね。

高齢者・介護係長：はい。

会 長：3期目の見込みで立てる。実際には18、19年度の実績が出ている。それから20年度分を見込んで、その3年間の増加率を、平均をしてどうであったか、ということで、21年度以降は5.5%の増加を見込んだということによろしゅうございますね。

高齢者・介護係長：はい。

会 長：いかがでしょうか。

福祉課長：先ほどの説明の中にありましたが、地域密着型サービスについて、小規模多機能だとか、認知症対応型というのは、20年度まではなかったものですから、これは新たに21年度以降、追加したということで、この分だけ給付額が増ということになっております。

会 長：他によろしゅうございますか。それでは、ご質問も、ご意見も出尽くしたように感じますので、答申をまとめたいと思います。本日、委員の皆様方からいただきました貴重な意見を事務局と協議して取りまとめまして、答申をしたいと思っておりますので、会長に一任をいただきまして、作成したいと思っております。よろしくご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同：異議なし。

会 長：ありがとうございます。それでは、続きまして本日の議題であります、その他に移りたいと思います。事務局の方から何かご提案、ございますか。

高齢者・介護係長：それでは、これからの少し先のスケジュールをお話したいと思っております。一応、これで最終的な計画案につきまして、前回の第2回の審議会で素案ということでご審議をいただきました。最終的な、この介護保険料率の部分を含めて、最終的な介護保険の事業計画を取りまとめていくということで、3月の中旬に、最後になりますが、全体をまとめた計画案をまた皆様にご審議いただきたいと思っております。また、その場におきまして、計画の全体の諮問、それから答申という形で、おはかりしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほどもう1点ということでお話しました地域密着型について、流川に「豊山の憩」という有料の老人ホームがありますが、そこが認知症のグループホームを整備していきたいということで、現在、工事が進めており

ます。ほぼ年度内に建設は完了しますが、このサービスは町が指定しなければなりません。この審議会の審議事項になっておりますので、その点についても次回、お話ししたいと思っております。

会長：せっかくの機会でございますので、何か委員の皆様にご意見があれば、お伺いしたいと思います。

無いようでのので、本日予定の審議会は全て終了しましたので、これをもちまして、第3回の審議会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

上記のとおり、第3回豊山町高齢者保健福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席者2名が署名する。

平成21年3月12日

会長 戸田 望

署名人 小澤 昌文

岡島 誠次